第六十一条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において国家戦略特別区域法第二十七条の三に規定する法人に該当するもの（国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に同条の指定を受けたものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限る。）において、国家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内において行われる同法第二十七条の三に規定する特定事業（当該国家戦略特別区域以外の地域において行われる当該特定事業に関連する事業として財務省令で定める事業を含む。）に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の二十に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十一条第二項第一号中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　前条の規定

第六十一条第五項を削り、同条第六項中「とし、前項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないもの」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項まで及び前項」を「前項まで」に改め、「又は第五項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第六項とする。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節　認定農地所有適格法人等の課税の特例

第六十一条の二第一項中「認定農業生産法人等」を「認定農地所有適格法人等」に、「規定する農業生産法人」を「規定する農地所有適格法人」に、「認定農業生産法人」を「認定農地所有適格法人」に、「認定農業生産法人を」を「認定農地所有適格法人を」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第三項第一号中「認定農業生産法人等」を「認定農地所有適格法人等」に改め、同項第二号及び第三号中「認定農業生産法人」を「認定農地所有適格法人」に改め、同条第七項中「認定農業生産法人等」を「認定農地所有適格法人等」に改める。

第六十一条の三第一項中「同条第一項に」を「同項に」に改め、同条第四項中「（第四十六条の規定及び同条の規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）」を削る。

第六十一条の四第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削り、同条第四項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　外国法人　当該外国法人が法人税法第百四十一条各号に掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める国内源泉所得（同法第百三十八条第一項第一号又は第四号に掲げるものに限る。）に係る事業（人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得に係る収益事業）

第六十二条第四項第三号を削る。

第六十二条の三第一項及び第八項並びに第六十三条第一項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削る。

第六十四条第六項中「（第四十六条の規定及び同条の規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）」を削る。

第六十五条第一項第四号中「おいて、」を「おいて」に改め、「第百十条第一項」の下に「又は第百十条の二第一項」を加え、「又は施設建築物に関する権利。第七項において同じ。）」を「に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」に、「第百十八条の二十五の二第一項」を「第百十八条の二十五の三第一項」に、「給付。第七項において同じ。」を「給付」に改め、同項第五号中「又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」を削り、「第二百五十五条から第二百五十七条まで」を「第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項」に、「、防災施設建築敷地若しくは」を「、防災施設建築敷地に関する権利又は」に、「権利又は」を「権利を取得する権利）又は」に、「に関する権利。第八項において同じ。）」を「若しくはその使用収益権」に改め、同条第七項中「地上権の共有持分」の下に「（都市再開発法第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」を加え、「の建築施設の部分の」を「に規定する」に、「都市再開発法第百四条第一項」を「同法第百四条第一項（同法第百十条の二第六項又は第百十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「第百十八条の二十五の二第三項」を「第百十八条の二十五の三第三項」に、「の建築施設の部分（同号の」を「に規定する建築施設の部分（同法第百十八条の二十五の三第一項の規定により定められた管理処分計画に係る」に改め、「又は同号の施設建築物の一部を取得する権利」の下に「（同法第百十条第一項又は第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）」を加え、「係る建築施設の部分の」を「係る同号に規定する」に改め、「基因となつた」の下に「同号の」を加え、「若しくは建築施設の部分の」を「若しくは同号に規定する」に改め、同条第八項中「地上権の共有持分」の下に「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）」を加え、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四十八条第一項（政令で定める規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「当該権利に基づき第一項第五号」を「第一項第五号の防災施設建築物の一部を取得する権利（同法第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。以下この項及び第十項において同じ。）に基づき同号」に改め、「基因となつた」の下に「同号の」を加え、「又は同項」を「又は第一項」に改める。

第六十五条の五第一項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第六十五条の七第七項中「（第四十六条の規定及び同条の規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）」を削り、同条第十四項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第六十六条の四第二十二項中「第六項」を「第九項」に、「第十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項を同条第二十五項とし、同条第二十項中「第十七項の」を「第二十一項の」に、「第六十六条の四第十七項」を「第六十六条の四第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十九項を同条第二十三項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「第六十六条の四第十七項」を「第六十六条の四第二十一項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項を同条第二十項とし、同条第十三項から第十五項までを四項ずつ繰り下げ、同条第十二項第一号中「第八項」を「第十一項若しくは第十二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「第八項」を「第十一項又は第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第八項」を「第十一項又は第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「が第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において」を「に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第六項に規定する財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第八項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場